

福祉分野等における人材発掘・育成プログラム業務委託要求水準書

1 業務名

福祉分野等における人材発掘・育成プログラム業務委託（以下「本業務」という。）

2 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 福祉分野等

高齢者若しくは障害者等に対する福祉、傷病者等に対する医療又は乳幼児若しくは児童に対する保育に関する事業の総称をいう。

(2) ターゲット層

家事、育児又は介護等の生活事情により就職を躊躇している者、就労に長期のブランクがある者、希望する職種や働き方が定まっていない者及び将来的なキャリアアップ（正規雇用への移行等）を見据えつつ現在の生活事情に合った働き方を希望する者をいう。

(3) 職場体験

福祉分野等の事業所における見学、同行その他これらに類する活動であって、参加者が当該事業所の業務内容及び職場環境を体感することを目的とするものをいう。

(4) 市内等

播磨圏域連携中枢都市圏内の8市8町（姫路市・相生市・加古川市・赤穂市・高砂市・加西市・宍粟市・たつの市・稲美町・播磨町・市川町・福崎町・神河町・太子町・上郡町・佐用町）をいう。

(5) 求人事業所

市内等に事業所を有し、福祉分野等の業務に係る人材の募集を行い、又は行う意向を有する事業所をいう。

(6) 本プログラム

本業務において実施する福祉分野等における人材発掘・育成のための一連の取組（研修、職場体験、合同企業説明会及び伴走支援等）をいう。

(7) 参加者

福祉分野等への就業を希望し、本プログラムへの参加を申し込み、参加決定の通知を受けた者をいう。

(8) 履修者

参加者のうち、研修の全日程の2分の1以上の日程を受講した者をいう。

(9) 就職者

参加者のうち、求人事業所との間で雇用契約を締結した者をいう。なお、本プログラムに参加していない求人事業所との雇用契約の締結についても、就職者に含むものとする。

3 業務の目的

姫路市（以下「本市」という。）では、福祉分野等における人材不足の解消に向け、潜在的な労働力の掘り起こし及び就業者の定着の促進が喫緊の課題となっている。

こうした状況に鑑み、本業務では、ターゲット層に対し、福祉分野等に対する心理的ハードルを払拭するための実務に即した研修を実施するとともに、家事、育児又は介護等の生活事情に応じた持続可能な働き方の創出を支援することで、福祉分野等を支える人材の確保を図る。

あわせて、参加者それぞれのライフスタイルやキャリア形成の希望に応じ、正規雇用による就業から、現在の生活事情に合った働き方を経た将来的なキャリアアップ（正規雇用への移行等）まで、多様な就業の実現を支援する。

また、単なる知識の習得に留めるのではなく、職場体験や求人事業所との勤務条件等に関する情報の共有及び調整を行うことで、参加者の職業選択及び職場定着を促進し、もって地域社会を支える人材の確保及び育成に寄与することを目的とする。

なお、本業務は「連携中枢都市圏構想」に基づく「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」として実施する。（参照：<http://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000006495.html>）

4 業務の概要

(1) 業務の概要

受託者は、参加者と求人事業所とのマッチングを図るため、本要求水準書に定める業務を実施するものとする。

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(3) 目標値及び募集定員

ア 就職者数の目標：10名

イ 本プログラムの募集定員：概ね20名（応募状況に応じて本市と協議の上、柔軟に対応するものとする。）

(4) 委託料の増減

ア 加算

就職者数が10名を上回った場合は、上回る人数1名につき88,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を委託料に加算する。

ただし、加算額の上限は440,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

なお、就職者数の算定に当たっては、令和9年3月31日までに雇用契約を締結した者を対象とし、同一の参加者が業務期間中に複数回就職した場合であっても、1名として算入する。

イ 減額

履修者数が5名を下回った場合は、下回る人数1名につき88,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を委託料から減額する。

なお、長期の入院その他やむを得ない事情により履修者数の算定に影響が生じた場合の取扱いについては、別途本市と協議するものとする。

ウ 委託料の確定

委託料の額は、8（2）に定める完了報告書により本市が業務の完了を確認した上で、上記ア及びイの規定を適用して算出した額をもって確定する。なお、確定した額は本市から受託者へ通知する。また、加算及び減額が同時に発生した場合は、それぞれ独立して算

定した上で、その差額をもって委託料の額を確定する。

5 業務の内容

受託者は、「広報・周知及び参加者募集」並びに「求人事業所の開拓及びニーズの収集」を並行して行い、参加者の決定後は、「研修」、「職場体験及び合同企業説明会」を順次実施するものとする。

また、これら各段階等において「伴走支援」を継続的に行い、参加者の就職及び職場定着を図るとともに、「アンケート」により業務の効果を把握するものとする。

(1) 広報・周知及び参加者募集

ア 受託者は、チラシ及びポスターの作成並びに播磨リビング新聞社発行の「リビング姫路」への広告掲載のほか、ターゲット層への周知に効果的と考える手段を組み合わせ本プログラムを広く周知すること。なお、A4サイズのチラシを1,000部以上作成することとし、下記イの規定により本市へ提供する分を除き、受託者が適切に配布・活用すること。チラシ、ポスター及び広告等の広報物には「姫路市委託事業」及び「播磨圏域連携中枢都市圏関連事業」の文言を付すこと。また、作成や広告を行う前に具体的な内容について本市に報告し、承諾を得ること。

イ 上記アのチラシのうち、本市配付用としてA4サイズで400部を提供すること。なお、配付先は市庁舎内、市出先機関、市立幼稚園、市内の認可保育所、認定こども園、近隣自治体等であり、配付は本市において行う。

ウ 受託者は、地域子育て支援拠点、児童館、健診会場などターゲット層の来所が見込まれる施設での広報に加え、自らが有する支援、相談、就労等に関するネットワークを活用し、能動的に参加者の募集を行うこと。

エ 受託者は、本プログラムの内容を具体的に提示し参加を検討している者の不安を解消するため、事前説明会を1回以上（1回当たり1時間程度）開催すること。なお、アーカイブ配信等により当日不参加者への周知も図ること。また、個別での説明を希望する者に対しては、個別説明の機会を提供すること。

オ 受託者は、本プログラムの専用サイトを作成し、当該サイトにおいて参加申込を受け付けること。専用サイト以外の方法による受付は任意とする。なお、専用サイトの内容については、公開前に本市に報告し、承諾を得ること。

カ 受託者は、本プログラムへの参加を申し込んだ者に対して速やかに参加の可否を通知すること。また、参加決定から研修開始までの期間における離脱を防止するため、定期的な情報配信や個別相談を行い、参加意欲の維持向上を図ること。

キ 受託者は、事前説明会の開催に際し、本プログラムへの参加を検討する者に対して、保育所や託児施設等と提携した一時預かりサービスの手配又は会場内へのキッズスペースの設置等、利用者の状況に応じた方法により託児支援を提供すること。

(2) 求人事業所の開拓及びニーズの収集

ア 受託者は、本プログラムにおける職場体験の受け入れ及び合同企業説明会への参加が可能な求人事業所を確保すること。事業所の開拓に当たっては、研修カリキュラムとの整合性及びターゲット層の就業ニーズを踏まえること。

イ 受託者は、求人事業所の開拓時に「採用選考において重視される技能又は知識等」をヒア

リングし、その結果を研修カリキュラムに反映させること。

ウ 受託者は、求人事業所に対し、生活事情に応じた勤務条件の提案等を行うことで、参加者の希望に合致した条件での就業機会の確保を図ること。

(3) 研修

ア 受託者は、研修の受講区分（以下「コース」という。）を1コース以上設定し、プロポーザルにおいて提案したコースの種類・構成、各コースの日程・時間数及び研修カリキュラムを基本として実施すること。

イ 研修カリキュラムには、接遇、衛生管理、記録業務等の福祉分野等の職場に共通する実務のほか、就職及びキャリアアップに資する知識・技能の習得に関する内容を盛り込むこと。なお、資格取得に関する内容を含めることも可能とする。

ウ 受託者は、(2)イのヒアリング結果及び参加者の状況を踏まえて、プロポーザルにおいて提案したコースの種類・構成、各コースの日程・時間数及び研修カリキュラムを調整すること。

エ 受託者は、上記ウに基づき調整したコースの種類・構成、各コースの日程・時間数及び研修カリキュラムについて、(1)アに定めるチラシ作成前に本市へ報告し、承諾を得ること。

オ 会場は、原則として姫路駅から概ね1 km圏内の利便性の高い場所を確保すること。ただし、会場の設備条件等により特段の理由がある場合は、本市の承諾を得ることで、他の場所を選定することができる。

カ 受託者は、研修開始時に参加者の家族向け資料（就労による利点、家庭内での協力体制の必要性等を記したもの）を配布し、家族の理解促進を図ること。

キ 受託者は、研修の全日程において、(1)キに規定する内容に準じた託児支援を提供すること。

(4) 職場体験及び合同企業説明会

ア 受託者は、参加者が福祉分野等の職場環境及び業務内容を実際に体感し、就業への適性を確認することを目的として、職場体験を実施すること。

イ 職場体験は、見学や同行を中心とし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者に該当しない範囲で実施することとし、受託者は受入事業所に対して事前にその趣旨を説明すること。

ウ 体験期間は職場体験を希望する参加者1名あたり2日程度、1日あたり4時間未満とし、受託者は調整役として職場の状況を把握し、当該参加者と受入事業所の双方が体験の実施条件（日程、時間、実施内容等）について共通の認識を持てるよう、情報の共有及び橋渡しを行うこと。

エ 受託者は、職場体験終了後に、複数の求人事業所が参加する合同企業説明会を開催すること。なお、受託者は合同企業説明会の開催前に、参加事業所の情報を参加者に提供し、参加者の意向を確認した上で、当日効率的に各ブースを回れるようマッチングの円滑化を図ること。

オ 受託者は、職場体験の開始1週間前及び合同企業説明会の開催1週間前までに、その時点で確定している受入事業所又は参加事業所の一覧及び各実施内容を本市に報告すること。

カ 受託者は、職場体験及び合同企業説明会の実施期間において、(1)キに規定する内容に準じた託児支援を提供すること。

(5) 伴走支援

- ア 受託者は、職場体験終了後から合同企業説明会までの間に、希望する参加者に対して個別の振り返り面談を実施すること。
- イ 受託者は、参加者の希望を優先した求人選定、書類添削及び求人事業所との勤務条件等の確認に関する橋渡しを行い、本人の納得感のある就業決定を支援すること。
- ウ 受託者は、内定後において希望する参加者に対し、入職までの期間は定期的な状況確認や助言等による不安等の解消を、入職後は職場適応に向けた相談支援を行うこと。また、就職に至っていない者に対しては、4（2）に定める業務期間の終了まで就職支援を継続すること。
- エ 受託者は、上記のほか、研修、職場体験及び合同企業説明会の各段階においても、参加者一人ひとりの状況及び希望を把握した上で、必要な個別支援を行うこと。

(6) アンケート

受託者は、本業務の効果を把握するため、事前説明会、研修、職場体験及び合同企業説明会の終了時点において、参加者全員（事前説明会については、本プログラムへの参加申込の有無にかかわらず対象とする。）にアンケート調査票を配布の上、記入を促し、回収及び集計を行うこと。アンケートの調査内容については受託者において案を作成し、本市と協議の上決定すること。

6 受託者の責務

(1) 業務実施に関わる留意事項

- ア 本業務を通じて得た個人情報を活用し、受託者が主催する他の有料サービス等の勧誘を行ってはならない。
- イ 受託者は、本業務において取得した個人情報を、別途締結する個人情報取扱特記事項に従い、厳正に管理しなければならない。
- ウ 受託者は、本プログラムにおける職場体験の受け入れ及び合同企業説明会への出展に関し、求人事業所から出展料、広告料、会場設営費その他の費用を徴収してはならない。
- エ 受託者は、参加者が就職した求人事業所から紹介手数料等の名目で利益を得てはならない。また、就職者数の算定に関して求人事業所又は参加者との間で不正な利益の授受を行ってはならない。

(2) 安全管理

受託者は、本業務に基づく事故等が生じた場合に対応する保険に加入すること。

7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を統率する業務遂行責任者を1名置くこと。
- (2) 受託者は、研修に当たって、講師を含めたスタッフを原則2名以上配置し、円滑な運営を行うこと。
- (3) 受託者は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業の許可（同法第30条）又は無料職業紹介事業の許可（同法第33条第1項）を受けている者であること。
- (4) 受託者は、業務の問合せ及び本プログラムへの参加申込の受付等を行う事務局を設置すること。

8 本市への報告

受託者は、次に掲げる報告について、電子ファイルを電子メール等により提出するものとする。ただし、報告内容に個人情報が含まれる場合は、別途本市が指示する安全な方法（暗号化したデータの送信、記録媒体の手渡し等）により提出しなければならない。

(1) 月次報告

受託者は、各月の業務実施状況（参加者の募集・受付状況、求人事業所の開拓状況、研修・職場体験・合同企業説明会等の実施状況、伴走支援の実施状況及び就職者数の状況等）について、各月の終了後速やかに本市へ報告すること。

(2) 完了報告

受託者は、業務の全行程終了後速やかに業務委託完了報告書を作成し、本市へ提出すること。業務委託完了報告書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 参加者数、履修者数及び就職者数並びにその氏名、属性、その者の状況を取りまとめたもの。なお、就職者については、就職者本人又は当該就職者を雇用した求人事業所から取得した雇用契約書若しくは労働条件通知書その他の雇用契約の締結を証する書類の写しを添付すること。

イ 業務の実施状況（実施日程、実施内容、職場体験の受入事業所名、合同企業説明会の参加事業所名、業務の実施状況を示す写真等）

ウ コース別（コースが複数設定された場合に限る。）の就職者数及び就職先を取りまとめたもの

エ 委託業務に係る事業費及び人件費の内訳

オ アンケートの結果を取りまとめたもの

カ 研修において使用したテキスト・レジュメ等

キ アからカまでに掲げるもののほか、業務の状況を把握するため本市が必要と認める事項

9 第三者への実施の制限

(1) 受託者は、業務の全部を第三者に実施させてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に実施させるときは、あらかじめ本市と協議し、承諾を得るものとする。

10 その他

(1) 本業務に係る作成物及び成果品の著作権は本市に帰属する。ただし、画像等、受託者が既に権利を保有するものについてはこの限りではない。この場合、受託者は本市が本業務の目的の範囲内で当該著作物を利用することについて、あらかじめ必要な同意を与えるものとする。

(2) 本業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、本市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、受託者が自己の責任と負担において解決を図るものとする。

(3) 業務の遂行に当たり、本市と十分な打合せを行い進めるものとする。

(4) 本要求水準書に明記のない事項については、その都度本市と協議するものとする。